

平成31年度 仙台中小企業融資制度主要制度一覧表

制度名		お申し込みができる方	NPO法人の利用	責任共有制度	融資限度額	返済期間 (うち据置期間)	融資利率 ※1	保証料	保証人	担保	協会保証制度名	
育成融資	振興資金	○市内に事業所又は店舗のある法人（組合等を含む。）や個人で、市内において事業を営んでいる方	対象	対象	5,000万円 (組合等は1億円)	運転 7年以内 設備 15年以内 (1年以内)	1年以内 年1.6% 1年超 年2.0%	信用保証協会 所定	原則として 個人不要 法人代表者1名	場 合 に よ り 要 必	仙台市育成	
	経済変 動金	○最近の経済環境の変化により、一時的に業績が悪化して、最近3ヵ月又は6ヵ月の売上高等の合計が、前年、前々年又は3年前同期の売上高等に比して10%以上減少し、経営の安定に支障を生じている方	対象	対象	5,000万円	運転 7年以内 設備 12年以内 (1年以内)	年1.5%	年0.67%			一般保証	
		○中小企業信用保険法第2条第5項第5号（不況業種かつ売上減少）に該当し、市長の認定を受けた方 ★	対象	対象		運転 7年以内 設備 12年以内 (2年以内) ※3	年0.7%					仙台市 セーフティ5号
		○中小企業信用保険法第2条第5項第1号（取引先の再生手続申立等）、第2号（事業活動の制限）、第6号（取引金融機関の破綻）に該当し、市長の認定を受けた方	対象	対象外		運転 7年以内 (1年以内)						
		○中小企業信用保険法第2条第5項第4号（自然災害等）に該当し、市長の認定を受けた方	対象	対象外	3,000万円	運転 7年以内 設備 12年以内 (1年以内) ※3	年0.7%	仙台市 セーフティ4号				
		○災害によって直接的な被害を受け、り災証明書・り災届出証明書の発行を受けた方 ★	対象	※場合により 対象							5,000万円	運転・設備 15年以内 (3年以内)
		○東日本大震災法第128条第1項第1号に該当し、市長の認定を受けた方 ★ ○東日本大震災によって直接的な被害を受け、り災証明書・り災届出証明書の発行を受けた方 ★	対象	対象外	5,000万円	運転・設備 10年以内 (2年以内)	信用保証協会 所定 (年0.8%以下)	仙台市震災緊急				
		○中小企業信用保険法第2条第6項に該当し、市長の認定を受けた方	対象	対象外							8,000万円	運転 5年以内 設備 7年以内 (1年以内) ※5
		○経営力強化のために、金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う方 ★	対象	対象	5,000万円	運転 7年以内 (1年以内)	信用保証協会 所定	仙台市経営力強化				
		○最近3ヵ月の電気料金が平成24年7月～平成25年8月のうち最近3ヵ月と同期に比して増加し、かつ、最近3ヵ月の売上総利益率又は営業利益率が平成24年7月～平成25年8月のうち最近3ヵ月と同期に比して低下し、経営の安定に支障を生じている方 ○最近3ヶ月の原材料費が前年同期に比して増加し、かつ、最近3ヶ月の売上総利益率又は営業利益率が前年同期に比して低下した方	対象	対象							2,000万円 (ただし他の保証付融 資残高との合計が 2,000万円まで)	運転・設備 7年以内 (6ヵ月以内)
小口融資	小口零細資金 ※小口零細企業保証制度対象	○市内に事業所又は店舗のある法人、個人〔常時使用する従業員が20人以下（商業、サービス業は5人以下）の方〕、各組合で、市内において事業を営んでいる方	対象外 (一部対象)	対象外	1億円	運転・設備 15年以内 (3年以内)	年1.0%	保証付の場合 信用保証協会 所定	金融機関所定	金融機関所定	普通保証 (仙台競争力強化)	
地域産業活性化融資	競争力強化資金	○先端機器等を導入する方 ○物流近代化のために設備を導入する方 ○地場産業（製造業等）を営む方で、経営の近代化や合理化を図る方	対象	対象	1億円	設備 15年以内 (3年以内)	年1.0%	保証付の場合 信用保証協会 又は (株)東日本大震災 事業者再生支援機構 所定	金融機関所定	金融機関所定	普通保証 (仙台環境保全)	
	環境保全促進資金	○環境保全、省エネルギーや省資源施設等を設置又は改善する方、地盤沈下対策を行う方、次世代自動車の導入を行う方 ※4	対象	対象		運転 7年以内 設備 12年以内 (1年以内)						
	仙台経済成長資金 (略称：前向き資金)	○市内の復興産業集積区域内で復興特区制度の指定を受けた方 ○仙台市企業立地促進助成制度の指定を受けた方 ○グループ補助金等の国県市補助金の指定又は交付決定を受けた方でつなぎ融資を受ける方 ○秋保・作並地域で観光・集客のために施設を設置・設備を導入する方 ○緊急時対応のITシステムや非常食など防災・減災分野において事業に取り組む方で市長の認定を受けた方 ○国県市等の補助を受けてアーケード等の共同施設を設置・修繕する方 ○東日本大震災事業者再生支援機構から保証を受ける方、同機構又は宮城県復興機構の債権買取等の支援を受ける方 ★ ○省エネルギー設備又は再生可能エネルギー設備を導入する方で市長の認定を受けた方 ○仙台フィンランド健康福祉センターの支援を受け、健康福祉関連サービス・製品の企画、開発、販売等を行う方で市長の認定を受けた方又は市内において健康福祉関連産業を営む方で新たに事業所の設置を行う等事業の拡大を図る方で市長の認定を受けた方 ○地場産業（製造業等）を営む方で海外への輸出や販路拡大等を行おうとする方で市長の認定を受けた方、東北地域の農林漁業者の生産する農林水産物や加工品の海外への輸出や販路拡大等を支援する方で市長の認定を受けた方 ○市内で農林水産物の生産、加工、流通、販売に一体的に取り組む方でこれらに必要な施設・設備を導入する方で市長の認定を受けた方、農林漁業者と連携して新商品やサービスの開発・生産を行う方で市長の認定を受けた方 ○市内で遊休不動産等をリノベーションし、まちの賑わいづくりに寄与する事業を行う方で市長の認定を受けた方 ○第二創業に取り組む、一定の基準を満たす方で市長の認定を受けた方 ○働き方改革（女性活躍、次世代育成、若者の採用・育成、ダイバーシティ経営）に取り組む方で一定の基準を満たしている方 ○仙台「四方よし」企業大賞を受賞した方で受賞した年度の翌年度から3ヶ年度内の方	対象	対象								
支援融資 新事業創出	起業家支援資金	○新たに事業を営もうとする方 ○創業後5年を経過していない方	対象外	対象外	2,000万円	運転・設備 10年以内 (1年以内)	年0.7%	信用保証協会 所定	原則として 個人不要 法人代表者1名	場 合 に よ り 要 必	不 要	仙台市起業家支援
	創造的産業支援資金	○仙台市内のインキュベーション施設等に入居する情報・デザイン関連分野その他の新分野の開拓や成長が期待できる事業を行う方で市長の認定を受けた方 ○ノウハウ又は技術などをもとにして、新製品、新技術の研究開発や事業化を図る方〔特許法による特許権等をもって事業を起こそうとする方に限ります。〕	対象	対象	3,000万円	運転 7年以内 設備 10年以内 (2年以内)	年1.14% (担保の提供がある 場合は0.1%割引)				原則として 法人の代表理事を 連帯保証人とする	不 要
仙台市国家戦略特別区域 一般社団法人等支援保証融資		○市内で社会課題の解決を図る事業を実施する方（一般社団法人・一般財団法人）で市長の認定を受けた方	対象外	対象外	5,000万円	運転 7年以内 設備 10年以内 (1年以内)	年1.14% (担保の提供がある 場合は0.1%割引)	原則として 法人の代表理事を 連帯保証人とする	場 合 に よ り 要 必	仙台国家戦略		

※1 金融情勢により変更となる場合があります。
 ※2 不動産を取得する場合は、原則として担保を設定するものとします。
 ※3 必要に応じて、運転、設備とも返済期間を3年間延長することができます。また、据置期間についても3年まで延長することができます。（要相談）
 ※4 土壌汚染対策を図る方は、運転資金（7年以内）も対象となります。
 ※5 ただし、市制度融資の借換の場合返済期間10年以内、据置期間1年以内となります。

★ り災証明書を受けた場合、融資額3,000万円を限度に仙台市が3年間利子及び保証料（保証付の場合、年率0.7%限度）を負担します。

申込先及び取扱金融機関

北海道銀行、青森銀行、みちのく銀行、秋田銀行、北都銀行、荘内銀行、山形銀行、岩手銀行、東北銀行、七十七銀行、東邦銀行、常陽銀行、きらやか銀行、北日本銀行、仙台銀行、福島銀行、杜の都信用金庫、宮城第一信用金庫、仙南信用金庫、古川信用組合、あすか信用組合及び商工組合中央金庫仙台支店